

定 款

株式会社ジェイエスエス

2024年6月27日

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ジェイエスエスと称し、英文では、
JSS CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブ事業の研究、開発、企画、経営並びに運営管理およびこれらのコンサルタント。
2. スポーツ用品、用具類および付属機器並びに加工機、設備等の販売。
3. スポーツ用具類および付属機器並びに設備等の補修並びに維持管理。
4. 学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営並びに運営管理。
5. 経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務。
6. 旅行業。
7. コンピューターおよび端末機器の開発、販売。
8. コンピューターのソフトウェア（プログラム）開発、製作、販売。
9. 建設工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設置工事業および設計業務。
10. 金属加工品および機械装置の販売。
11. 不動産の賃貸、管理、保有、運用に関する事業。
12. 企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託。
13. 健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入。
14. 市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務。
15. 衣料、食料品、化粧品、書籍、文房具、玩具、医薬部外品、衛生用品、日用雑貨、装飾品の販売および輸出。
16. 各種催物、並びにセミナー、講習会等の企画、立案および実施。
17. 雑誌、図書等の出版。
18. 浴場、飲食店の経営。

19. 諸建物の内外付帯設備等の警備、保守点検並びに清掃に関する業務。
20. ミュージックテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、DVD等、音声・映像ソフトの企画、制作、製造、賃貸、配給、販売および輸出入。
21. 特定健康診査、特定保健指導制度に基づく健康指導。
22. 労働者派遣業。
23. 古物の仕入並びに販売。
24. 児童福祉法に規定する一時預かり保育事業。
25. 児童福祉法に規定する次の障害児通所支援事業を経営する事業。
 - (ア) 児童発達支援。
 - (イ) 放課後等デイサービス。
 - (ウ) 保育所等訪問支援。
 - (エ) 相談支援。
26. 介護保険法に規定する次の地域密着型介護予防サービス事業。
 - (ア) 介護予防認知症対応型通所介護。
 - (イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護。
 - (ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護。
27. 介護保険法に規定する地域支援事業。
28. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援事業。
29. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する移動支援事業。
30. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定するその他地域生活支援事業。
31. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業。
32. 障害者・高齢者等への介助活動。
33. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業。
34. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業。
35. 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務。
36. 前各号に付帯する業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によるこ

とができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、15,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

- ②当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつ

て定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿、および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

- 第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議)

- 第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員または補欠として選任した取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ④任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の責任免除)

第 21 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(取締役会の設置)

第 22 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

- ②取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 27 条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

②前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

（代表取締役および役付取締役）

第 28 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。

②取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会規程）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 30 条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 31 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 当会社の会計監査人は、株主総会によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 3 千万円以上であらかじめ定める額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金配当をすることができる。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 45 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条 附則第1条および本条は2026年6月29日をもって削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 3 条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- ②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2024年6月27日